

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年9月6日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 和解及び損害賠償の相手方

住所 長崎県諫早市中通町

氏名

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和3年12月19日 午前9時7分頃

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町岡郷2152番地2付近（町道一本松線上）

(3) 事故の状況

上記の日時及び場所において、本町が実施する拠点場所からの資源化物の収集に係る資源化物を収集し、及び運搬する際に、本町が所有し、本町が拠点場所からの資源化物の収集及び運搬業務を委託している公益社団法人長与・時津シルバー人材センターの会員が運転する車両が町道一本松線に合流をする際に、進行している相手方の車両に衝突し、相手方の車両の一部を破損させたもの。

3 和解の内容

本町は、相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、本町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 損害賠償の額

17,184円

令和4年6月27日

長与町長 吉田 慎

